

日本インターンシップ学会 広報委員会規程

(設置)

第1条 日本インターンシップ学会（以下「本学会」という。）は、会則第21条に基づき、本学会の目的を推進するための広報活動を遂行するために、広報委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 本委員会は、次に掲げる業務を遂行する。

- (1)本学会のWebサイトの運営
- (2)ニューズレターの編集及び発行
- (3)メールマガジンの編集及び配信
- (4)その他広報活動に関すること

(構成)

第3条 本委員会は、委員長1名及び若干名の委員によって構成する。

- 2 委員長は、会員の中から、理事会が選任する。
- 3 委員は、委員長が会員の中から選任し、理事会が承認する。
- 4 本委員会に、副委員長1名を置くことができる。副委員長は、委員長が委員の中から選任し、理事会が承認する。

(任期)

第4条 委員の任期は、理事の任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員長は、必要があると認められる場合は、理事会の承認を得て、随時委員を選任することができる。

(委員会の開催)

第5条 本委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 副委員長を置いている場合に限り、副委員長が委員長を代行することができる。

(業務の遂行)

第6条 本委員会は、総会で承認された事業計画に基づいて、業務を遂行する。

- 2 事業計画に定めのない事業を行う場合は、事前に理事会の承認を得なければならない。

(報告)

第7条 委員長は、活動状況を理事会に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改正は、理事会の決議によって行う。

(附則)

本規程は、2025年9月8日より施行する。